

連載 7

数字で掴む 自治体の姿

— 歳入の状況(3) 地方交付税(その2) —



一般社団法人 千葉県地方自治研究センター副理事長
法政大学法学部教授 宮崎 伸光

●地方財政計画と自治体財源不足総額

前回記したように、地方財政計画は、内閣が国の政府予算関係資料として作成する「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」です。そこに示される地方財政対策の攻防を経てようやく確定した地方交付税の総額こそ確保された大枠となります。そして、この枠に基づいて、各自治体それぞれに算定された財源不足額が全体として調整され、普通地方交付税として配分されることとなります。

地方交付税の大枠の内では、まず普通地方交付税と特別地方交付税に原資が分けられます。この普通地方交付税の原資と各自治体の財源不足額の総額をピタリ一致させることを狙い、総務省は計

算式に工夫を凝らし、『普通交付税及び地方特例交付金算出資料』という「穴埋めドリル」のような計算書を作成して全国の自治体に配布します。これを受けた各自治体は、それぞれに必要な項目の穴を埋めるべく自らの自治体の数値を書き込み、所定の計算式に基づく結果を足し上げることで財源不足額を算定します。

そして各自治体において計算された財源不足額が都道府県を通じて総務省に集約され、その総和が自治体財源不足総額となります。

ところで、地方交付税の仕組みについては、次のような式を用いた説明を目にすることがあります。

$$\begin{aligned} (\text{普通地方交付税総額}) &= (\text{自治体財源不足総額}) \\ &= \sum \{(\text{基準財政需要額}) - (\text{基準財政収入額})\} \\ &\quad \text{※ただし、}\Sigma\text{は基準財政収入額が基準財政需要額を上回る自治体を除く全自治体の和} \end{aligned}$$

しかし、この式は厳密には1行目に誤りがあります。実際に各自治体が計算した財源不足額の全国総計は、地方財政対策を経て地方財政計画に盛り込まれている普通地方交付税の原資総額とは一致しません。

計算された自治体財源不足総額が普通地方交付税の原資総額を超える場合は、その超過分を削る比率（調整率）が各自治体の基準財政需要額に乗

ぜられ、また、自治体財源不足総額が普通地方交付税の原資総額に満たない場合は、その剰余分は特別地方交付税に回されます。

つまり、積み上げられた自治体財源不足の総額が地方交付税として分配されるのではなく、地方財政対策によって決められた地方交付税の総額が各自治体ごとに計算された基準財政需要額と基準財政収入額の差額を基に配分されます。

●基準財政需要額

多くの方が家計のやりくりを念頭に置くためかもしれませんが、自治体の財政についても収入が支出に先立つものとして考えられがちのようです。しかし、こと地方交付税を自治体の視点から考察するには、逆に考える方が理解しやすいと思います。

各自治体に一定の行政水準に見合う財源を保障することが、地方交付税制度の目的の1つであることは、すでに前回触れたところですが、この「一定の」と敢えてほかした行政の水準が高くなれば当然に費用は嵩みます。そこで、具体的に財源を保障するとなれば、まずはその水準そのものが問題となります。

これに関しては、地方交付税法の第3条第3項に、自治体は「合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない」とする規定があります。これを素直に読む限りにおいては、「法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容」が最低限で、それより上方に「合理的、且つ、妥当な水準」があるようです。あるいは、最低線は明文化できるが、維持努力を図るべき水準には裁量の余地があると読むこともできます。もっとも、この条文の趣旨は、地方交付税はその用途が限ら

れない一般財源とはいえ、自治体はなすべき仕事をないがしろにして他に多く支出してはならないということですし、さらに踏み込んで言えば、国の政策として「法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容」の忠実な履行を自治体に求めているということなのです。

つまり、地方交付税によって財源が保障される行政水準は、国の各省庁が自らは実施できずに自治体の手を借りてその普通会計を通じて実現している諸政策を確保したうえで、「合理的、かつ、妥当」と総務省が規範的に認める水準に他なりません。

現に多くの自治体は自前の財政力では賄いきれない仕事までもこなしています。それには国庫支出金として一括される補助金や負担金による政策誘導があることはもちろんですが、そうした補助事業等についても、実施に必要とされる人件費などの自治体負担経費が財政需要額として地方交付税に組み込まれることで支えられています。

各自治体における基準財政需要額は、経費の種類が目的別に区分された費目ごとに、そしてその多くはさらに経常経費と投資的経費に区分され、それぞれについて予め画一的に定められた「単位費用」に当該自治体における「測定単位の数値」と当該自治体に適用される「補正係数」を乗じて得られた値が総計された金額になります。

単位費用は、地方交付税法第2条第6号に「道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当りの費用…(中略)…で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乗すべきものをいう」と定義されています。

ここで「標準的条件を備えた地方団体」とは、人口10万人(地方交付税制度全般を通じて「人口」とは官報に公示された最近の国勢調査人口)、面

積(国土地理院が公表した最近の面積)160平方キロメートルの市町村(都道府県については、人口170万人、面積6,500平方キロメートル)を基本とし、さらに費目ごとに細かく行政規模が平均的で自然条件や地理条件が特異ではないことなどを想定して設定されます。また「地方団体」とは、市町村や都道府県、すなわち自治体のことです。「『合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合』又は『標準的な施設を維持する場合』に要する経費」の前者に要する経費は経常経費、後者に要する経費は投資的経費です。

費目ごとの経常経費は、実に細かく具体的に「合理的、かつ、妥当な水準」が想定され、それを実現するための人員を含めた必要資源に係る経費が積み上げられます。

一方、投資的経費については、事柄の性質上「標準的」と見なし得る水準は決めにくく、その意味では地方交付税に馴染みにくい側面があります。1968(昭和43)年度までは、建物等の減価償却の考え方に基づいて各年度の経費が算定されていました。先に示した定義、すなわち「標準的な施設を『維持する』場合に要する経費」で、「建設する」ではなく「維持する」とあるのはその名残とも言えそうです。

この減価償却算入方式は、経常経費と投資的経費を区分することとされた1969(昭和44)年度に、「標準事業費」または「標準事業費」と「調整事業費」との合算額を算入する計画的事業費算入方式に改められました。以来、国が定める各種の長期計画に位置づけられる範囲をもって突出が抑制され「標準的」と見なされています。

すなわち、単位費用とは、経常経費と投資的経費の双方ともに、まず「標準的な歳出」が想定され、そこから特定財源を差し引いて測定単位の数値で除すことで得られる、いわば規範的単価に他なりません。

測定単位は、地方交付税法第2条第5号に「地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう」と定義されています。単位費用と共に地方交付税法によって

【表 01】 基準財政需要額の算定費目・測定単位・補正の種類・単位費用

経費の種類	測定単位	補正の種類	単位費用
個別算定経費			
一 消防費	人口	段階補正・密度補正・態容補正	一人につき 11,300円
二 土木費			
1 道路橋りよう費	道路の面積 道路の延長	種別補正・態容補正・寒冷補正 態容補正・寒冷補正	千平方メートルにつき 79,600円 一キロメートルにつき 206,000円
2 港湾費	港湾における係留施設の延長 港湾における外郭施設の延長 漁港における係留施設の延長 漁港における外郭施設の延長	種別補正・態容補正・寒冷補正 態容補正 態容補正・寒冷補正 態容補正	一メートルにつき 27,600円 一メートルにつき 6,100円 一メートルにつき 11,600円 一メートルにつき 4,380円
3 都市計画費	都市計画区域における人口	態容補正	一人につき 1,010円
4 公園費	人口 都市公園の面積	態容補正	一人につき 561円 千平方メートルにつき 37,700円
5 下水道費	人口	密度補正・態容補正	一人につき 94円
6 その他の土木費	人口	段階補正・密度補正・態容補正	一人につき 1,820円
三 教育費			
1 小学校費	児童数 学級数 学校数	密度補正・態容補正・寒冷補正 態容補正・寒冷補正 態容補正・寒冷補正	一人につき 44,800円 一学級につき 914,000円 一校につき 9,441,000円
2 中学校費	生徒数 学級数 学校数	密度補正・態容補正・寒冷補正 態容補正・寒冷補正 態容補正・寒冷補正	一人につき 42,300円 一学級につき 1,149,000円 一校につき 9,917,000円
3 高等学校費	教職員数 生徒数	種別補正・態容補正・寒冷補正 種別補正・態容補正・寒冷補正	一人につき 7,096,000円 一人につき 81,200円
4 その他の教育費	人口 幼稚園の幼児数	段階補正・密度補正・態容補正 態容補正・寒冷補正	一人につき 5,180円 一人につき 353,000円
四 厚生費			
1 生活保護費	市部人口	段階補正・密度補正・態容補正・寒冷補正	一人につき 8,970円
2 社会福祉費	人口	段階補正・密度補正・態容補正	一人につき 19,600円
3 保健衛生費	人口	段階補正・密度補正・態容補正	一人につき 6,460円
4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口 75歳以上人口	段階補正・密度補正・態容補正	一人につき 65,600円 一人につき 81,400円
5 清掃費	人口	密度補正・態容補正	一人につき 5,230円
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	段階補正・密度補正・態容補正・寒冷補正	一戸につき 83,800円
2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	密度補正・態容補正・寒冷補正	一人につき 289,000円
3 商工行政費	人口	段階補正・態容補正	一人につき 1,480円
六 総務費			
1 徴税費	世帯数	段階補正・密度補正・態容補正	一世帯につき 5,300円
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数 世帯数	段階補正・密度補正・態容補正 段階補正・密度補正・態容補正	一籍につき 1,540円 一世帯につき 2,360円
3 地域振興費	人口 面積	段階補正・密度補正・態容補正・寒冷補正 種別補正・態容補正・寒冷補正	一人につき 2,280円 一平方キロメートルにつき 1,219,000円
七 災害復旧費	災害復旧事業債の元利償還金	種別補正	千円につき 950円
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業債の元利償還金		千円につき 800円
九 補正予算債償還費	(昭和56～平成10年度)補正予算債の元利償還金 (平成11～14年度、平成16～23年度)補正予算債の額	種別補正 種別補正	千円につき 800円 千円につき 55円
十 地方税減収補填償還費	(平成3～23年度)地方税減収補填債の額	種別補正	千円につき 24円
十一 地域財政特例対策債償還費	(平成3～5年度)地域財政特例対策債の額	種別補正	千円につき 36円
十二 臨時財政特例債償還費	(平成3～12年度)臨時財政特例対策債の額	種別補正	千円につき 37円
十三 財源対策債償還費	(平成6～23年度)財源対策債の額	種別補正	千円につき 56円
十四 減税補填債償還費	(平成6～8年度、平成10～18年度)減税補填債の額	種別補正	千円につき 87円
十五 臨時税収補填債償還費	(平成9年度)臨時税収補填債の額	種別補正	千円につき 53円
十六 臨時財政対策債償還費	(平成13～23年度)臨時財政対策債の額	種別補正	千円につき 67円
十七 東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	(平成23年度)東日本大震災全国緊急防災施策債の額	種別補正	千円につき 6円
経費	人口 面積	段階補正 種別補正	一人につき 22,070円 一平方キロメートルにつき 2,583,000円

*基準財政需要額への算入は、本表に示したものの他に、地方交付税法附則第5条に示される特別の地方債に係る償還費等がある。

定められますが、費目分類も含め、毎年改訂が繰り返されます。

単純に費目ごとに考えるとすれば、規範的単価である単位費用の量を測る尺度として最適な測定単位は、費目の性質等に応じていろいろになると思われまふ。たとえば消防費の測定単位は、地方交付税の前身であった地方財政平衡交付金制度における1951（昭和26）年度までは家屋の床面積でした。しかし、費目ごとに独自の測定単位を設定するとなれば、計算が非常に複雑煩瑣なものになります。そこで、消防費の測定単位は1952（昭和27）年度から人口へと切り替えられ、1954（昭和29）年度に旧制度が地方交付税制度に改められてからもずっと継続されてきました。他の費目についても、人口あるいは面積と相関の高い経費については、測定単位がそれぞれに切り替えられていく傾向にあります。

さらに、費目自体についても、人口と面積を測定単位とする包括算定経費に一部が統合されるようになり、計算の簡素化が進められています。

補正係数は、その必要性を説明する理屈は簡単です。たとえば人口を測定単位とする特定の費目につき、同じ行政水準を実現するためにかかる経費が人口が倍になれば倍、10分の1になれば10分の1で良いかといえ、そうならないことは明らかでしょう。費目によって、人口増に伴い規模の利益（スケールメリット）により効率が良くなるものもあれば、混雑の不利益（スケールデメリット）によりそれが悪くなるものもあります。また、たとえば年間を通じてほとんど降雪のない地域と豪雪地帯では条件が全く異なります。そこで、単純に「単価×数量」すなわち単位費用に測定単位の値を乗じただけでは避けられない不合理を解消

するために何らかの補正が必要となり、補正係数がその役割を果たします。しかしながら、実際にどのように補正をするかということになると大変複雑です。

単位費用や測定単位とは違い、補正係数は総務省令によって毎年改正されます。種々の補正係数は、連乗もしくは加算されてまとめられますが、これによって個々の自治体における基準財政需要額は大きく左右されることとなります。しかし、種々の補正係数それぞれの根拠や補正効果に関する情報は必ずしも明らかではありません。ときに特定の政治家の意向を忖度して操作されているのではないかという批判を招くことがあり、一方では、自治体関係者からも、自己に有利なように変更を求める要望が総務省に対して多く寄せられるなど、簡素化とは矛盾する働きかけがあることもまた事実です。

補正係数の種類には、種別補正（測定単位に費用の差がある種別がある場合の補正）、段階補正（スケールメリットなどによる補正）、密度補正（人口密度や道路面積当たりの交通量などによる補正）、態容補正（都市化の度合いや離島などの条件の差による補正）、寒冷補正（寒冷地・積雪度などによる補正）、数値急増／急減補正（人口の急増／急減などによる補正）、合併補正（合併にともなう特例補正）などがあります。

なお、災害復旧事業債や辺地対策事業債等については元利償還金、財源対策債や国の減税政策に伴う地方税減税を補填するための減税補填債等については起債額、それぞれの一定の割合も基準財政需要額に算入されます。すなわち、地方交付税の仕組みは、国庫支出金のみならず地方債とも結びついています。

●基準財政収入額

基準財政収入額は、標準税収入額に算入率を乗じ、それに地方譲与税等を加えて算定されます。

ここで、標準税収入額とは、対象税目に標準税率の定めがあるものについては標準税率、その定めがないものについては課税実績等をふまえた一定の率を乗じて計算される規範的収入見込額です。

対象税目は、【表02】に示すとおりです。法定外普通税および法定外目的税は対象とされていませんので、自治体が法定外の独自課税を行った場合にもそれが原因で地方交付税が減額されることはありません。なお、自治体が政策的判断によって標準税率を下回る軽減税率を採用している場合に

も、それによる減収分は地方交付税の算定においてはまったく考慮されません。

算入率は、法定普通税等に乗じられるものは基準税率、税交付金等に乗じられるものは基準率と呼ばれます。その率は、2003（平成15）年に都道府県が80パーセントから5パーセント引き下げられ、現在では市町村と都道府県ともに75パーセントと規定されています。ただし、地方譲与税と交通安全対策特別交付金およびいわゆる「三位一体改革」による所得税から個人住民税への税源移譲相当額については全額、すなわち100パーセントが基準財政収入額に算入されます。

標準税収入額のうち、基準財政収入額に算入されない地方税・税交付金・市町村交付金・地方特例交付金の残り25パーセント分は、留保財源とも呼ばれます。

この留保財源については、自治体の自主財源たる税源に対する涵養意欲を損なわないために置かれる、という説明を見ることがあります。確かに、自治体が税収増に努力をし、その成果を得たとすれば、それだけ留保財源は多くなります。

ときに留保財源を多く確保したい自治体の思惑から、その率を高める要望が出されることがあります。しかし、それは基準財政収入額への算入率を下げることであり、基準財政収入額を減らしますから、基準財

政需要額に変化がないとすれば、各自治体の財源不足額を大きくし、結果として自治体財源不足総額を膨らませます。ところが、地方交付税の総額は地方財政計画に枠づけられていますから、超過分を削る調整率が大きくなり、最終結果としては基準財政需要額を事実上削る作用となって現れます。さらに制度を安定させようとするれば、基準財政需要額の削減を導くこととなります。つまり、大枠自体に大きな変化がない限り、地方交付税に対する依存度の高い自治体ほど厳しい結果となって跳ね返ってくるのが考えられます。

【表 02】 基準財政収入額の対象税目と算入率等

	対象税目等	算入率(基準税率・基準率等)	備考
一 普通税 一般財源	市町村民税	75%	たばこ交付金を除く
	固定資産税	75%	
	軽自動車税	75%	
	たばこ税	75%	
	鉱産税	75%	
税交付金	利子割交付金	75%	指定都市のみ対象
	配当割交付金	75%	
	株式等譲渡所得割交付金	75%	
	地方消費税交付金	75%	
	ゴルフ場利用税交付金	75%	
	自動車取得税交付金	75%	
	軽油引取税交付金	75%	
地方譲与税	地方揮発油譲与税	100%	指定都市のみ対象
	特別とん譲与税	100%	
	自動車重量譲与税	100%	
	石油ガス譲与税	100%	
	その他		
目的財源	市町村交付金	75%	
	地方特例交付金	75%	
	事業所税	75%	
地方譲与税等	航空機燃料譲与税	100%	
	交通安全対策特別交付金	100%	

●特別地方交付税

特別地方交付税は、災害等特別の事情に基づく特別な財政需要額を補填するほか、普通地方交付税の算定方法では補足しきれない財政需要を補完するものとして説明されることがあります。確かに簡単に説明すればそのとおりともいえるのですが、仔細にみると、対象となる特別あるいは例外的財政需要や特別地方交付税に充てる割合の根拠など、必ずしも合理的に説明がつくものではありません。

災害等による特別あるいは例外的な財政需要は、いつ発生するか予測が困難ですし、多くの場合に当該自治体の財政事情には関係がありません。そこで、地方交付税の仕組みの内部に備えを用意し、自治体財政の均霑化と財源保障をする中でいわば自治体が共同で助け合うことには合理性があるといえましょう。しかし、たとえ応急対応が必要な場合であっても、闇雲にお金をばらまくようなことではいけませんので、予めルールを定め、それに

従うことが求められます。とはいえ、一方では事柄の性質上柔軟な対応が求められる場合が少なくないことも想像に難くはありません。そこで特別地方交付税については、その対象となる財政需要の決め方をはじめとしたルールが論点になります。

そのルールは「特別交付税に関する省令」(1976(昭和51)年12月24日自治省令第35号)に定められています。同省令では、対象事項と算定の方法が表にまとめられていますが、頻繁に改正が重ねられています。その時々々の事情に合わせて改正が重ねられ、結果としては非常にわかりにくいものになっています。

特別地方交付税は、算入対象が法定される普通地方交付税と違い、一面においては柔軟性に富みますが、同時に他面においては透明性に欠けます。多くの自治体に共通する財政需要については普通地方交付税に算入し、極めて特別な少数の自治体だけが必要とする財政需要については特別地方交付税に算入するという原則が貫徹していれば納得がいくのですが、必ずしもそうなっているわけはありません。

実は、これまでの特別地方交付税制度の運用についてはあまり評判が良くありません。実態がよくわからないままに「総務省の掴み金」と批判されることもしばしばでした。

市町村ごとの特別地方交付税の額を算定するのは都道府県知事ですが(同省令第7条)、かつてある県において県職員出身者が助役等を務める市

町村に対して助役就任初年度300万円、次年度200万円などと特別な査定項目を設けて特別地方交付税を上乗せしていた例がありました(『自治日報』2001(平成13)年9月7日)。また、市町村と都道府県を通じて特別地方交付税の額を決定するのは総務大臣ですが(同省令第6条)、私自身、ある総理大臣経験者から「頼みもしないのに地元の交付税が増えた」と直接聞いたことがあります。それは真実かどうかわかりませんが、少なくともご本人に総理大臣就任との因果関係を意識させたことは間違いありません。

地方交付税の原資総額から最初に特別地方交付税分として確保される割合、すなわち現在6パーセントとされている比率にも、明確な根拠はありません。1954(昭和29)年度の地方交付税制度発足当初は8パーセントでしたが、1958(昭和33)年度に6パーセントに引き下げられてからはそれが長く続き、2011(平成23)年度に4パーセントに改められました。しかしながら、まさに未曾有の大災害であった東日本大震災によって惹起された膨大な特殊財政需要に応じるため、同年の法改正では2011(平成23)年度から2013(平成25)年度まではなお6パーセントを継続し、2014(平成26)年度は5パーセントとすることとされています(地方交付税法第6条の2、地方交付税法等一部改正法(平成23年法律第5号)附則第2条第2項)*。

●地方交付税制度の課題と改善方向

地方交付税は、その名称からしてあたかも各省庁の補助金や負担金といった国庫支出金と同様に国が「地方」に「交付」する資金であるかのように見えるかもしれません。しかし、その基本的性質について総務省は「国が地方に代わって徴収する地方税」であり、(自治体全体の)固有財源であると説明しています。ただ、財務省の見解はそれとは異なっており、税収等の受け入れをする「国税収納整理資金」から、いったん国の一般会計の歳入として計上され、「交付税及び譲与税配付金特別会計」に支出されています。

制度上は、これを国の一般会計を経由しない特別会計の1つに位置づけることに無理はありませんし、むしろその方が合理的であると思われます。地方交付税の制度や運営が国政レベルの諸事情にいたずらに左右されることを防ぐためにも、この仕組みは改められるべきであると思います。

地方交付税制度は、つとにその複雑なることが批判され、総務省自治財政局交付税課の限られた職員しか全貌がわかる者はいない、と極論されることまであります。もちろん、そのようなことはありませんが、十分な理解なく乱暴にも映る議論

が進むことも稀ではありません。

たとえば、すでに記しましたように、算定の当初過程においては個別の財政需要が反映され細かく積み上げられますが、終盤の過程において合算後の数字に調整率が乗せられるなどして、自治体に分配される時には、個々の財政需要に対してどれだけの金額が手当されているのかを判別することはできませんが、そうした仕組みを知ってか知らずか、特定の財政需要にこだわって財源の確保を主張する「財源保障」の議論がしばしばあります。

確かに、特別地方交付税の運用など、不明朗な

部分を残していることも事実です。公正ないし公平のために制度を精緻化することも必要なのかもしれませんが、柔軟な対応もまた必要です。自前の財政力を超えた仕事を余儀なくされる多くの自治体の現状からは、税源を中心とした自主財源の拡充強化が強く求められるとはいえ、財政調整の仕組みは不可欠であるといえるでしょう。毎年繰り返される制度改正は、そのこと自体が制度を複雑化する側面もありますが、大きな方向としては簡素化に向かっており、今後も絶えず改善が志向されていくと思われま

●千葉県内市町村における地方交付税の状況

すでに記しましたように、規範的推論によって算出される基準財政需要額は、自治体の実際の需要額のすべてを補足し得ません。算入対象となる費目に限っても、消防費を唯一の例外として、その他については自治体が実際に支出した歳出決算額の内輪に止まると一般に言われています。まして算入対象とされていない費目に関する支出も少なくありません。

また、基準財政収入額についても、わずかに法定外普通税や法定外目的税等は算定外とはいえ、算定対象となる税や交付金に算入率が乗じられることもあり、実際の歳入決算額よりも少額に見積もられます。

この基準財政需要額と基準財政収入額の算定方法に鑑みれば、単純に両者をそれぞれ歳出決算額ないし歳入決算額と比較し、その割合をみてもあまり意味が感じられません。しかし、地方交付税制度における財源保障の考え方には、国の各省庁が自ら貫徹し得ない政策を自治体を通じて確実に実施させるという意味が込められていました。法律等により自治体へ実施が迫られる事務事業については基準財政需要額に何らかの形で組み込まれているとみるならば、基準財政需要額が歳出決算額に比べて大きな割合を示す自治体は、そうしたところで手一杯、逆にその割合が小さな自治体は、独自の政策展開にお金をかけている、あるいはお金がかかっている、と概ねいえそうです。また、市町村民税や固定資産税といった基幹税収を多く

見込めるところでは、留保財源もそれに応じて豊かになり、一方で収税能力の弱い自治体では基準財政収入額への算入も小さくなります。すなわち、基準財政収入額が歳入決算額に比べて小さい割合のところは税収の少ないところ、逆にその割合が大きな自治体は独自財源が豊かである、とも概ねいえそうです。都市計画税が基準財政収入額の算定対象外とされていることもこの傾向を促します。

そこで、決して厳密な推論ではありませんが、横軸に基準財政収入額を歳入決算額で除した値（パーセント）、縦軸に基準財政需要額を歳出決算額で除した値（パーセント）とすれば、各自治体の値を配したときに右下がりの大雑把な傾向が現れるのではないかと予測しました。

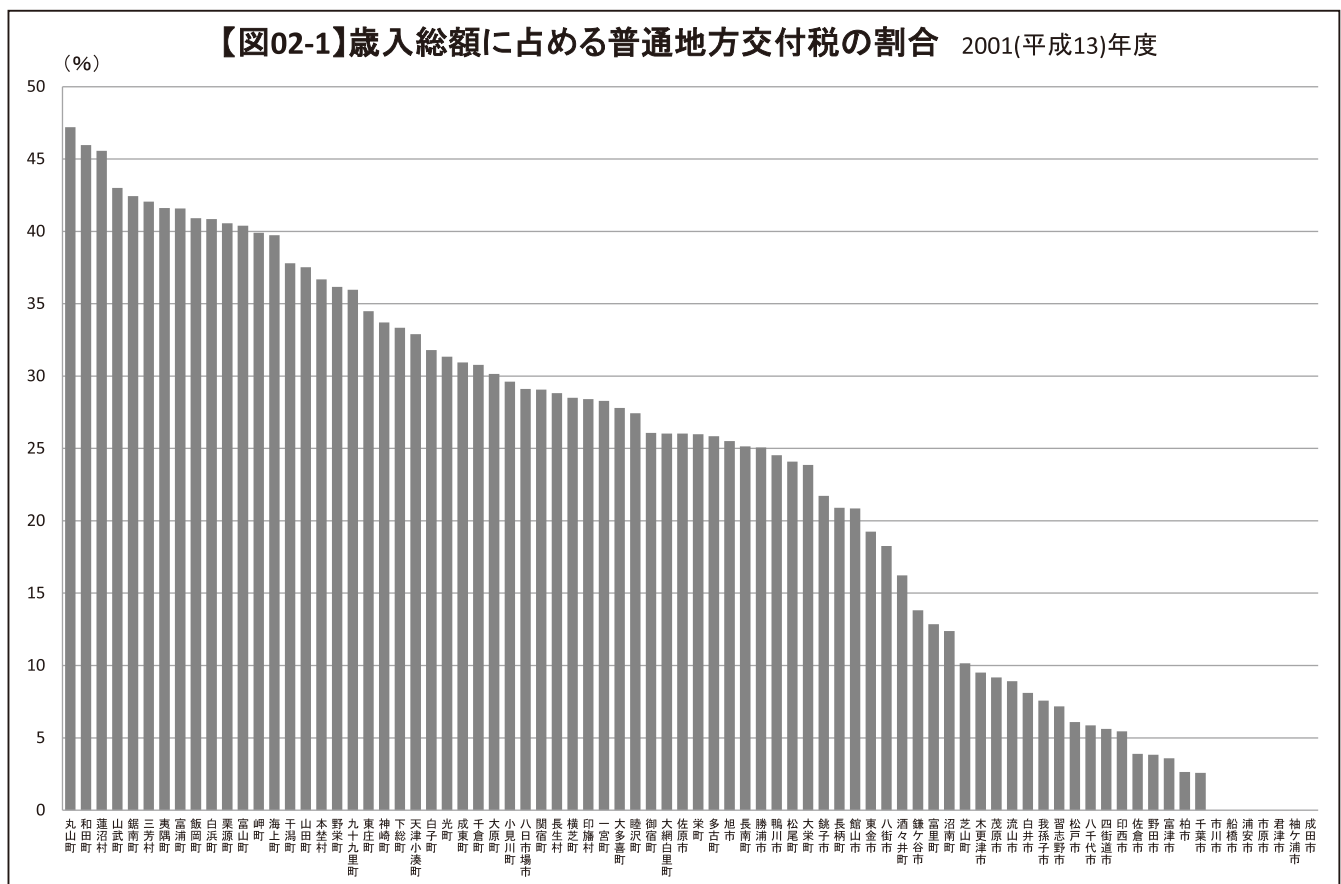
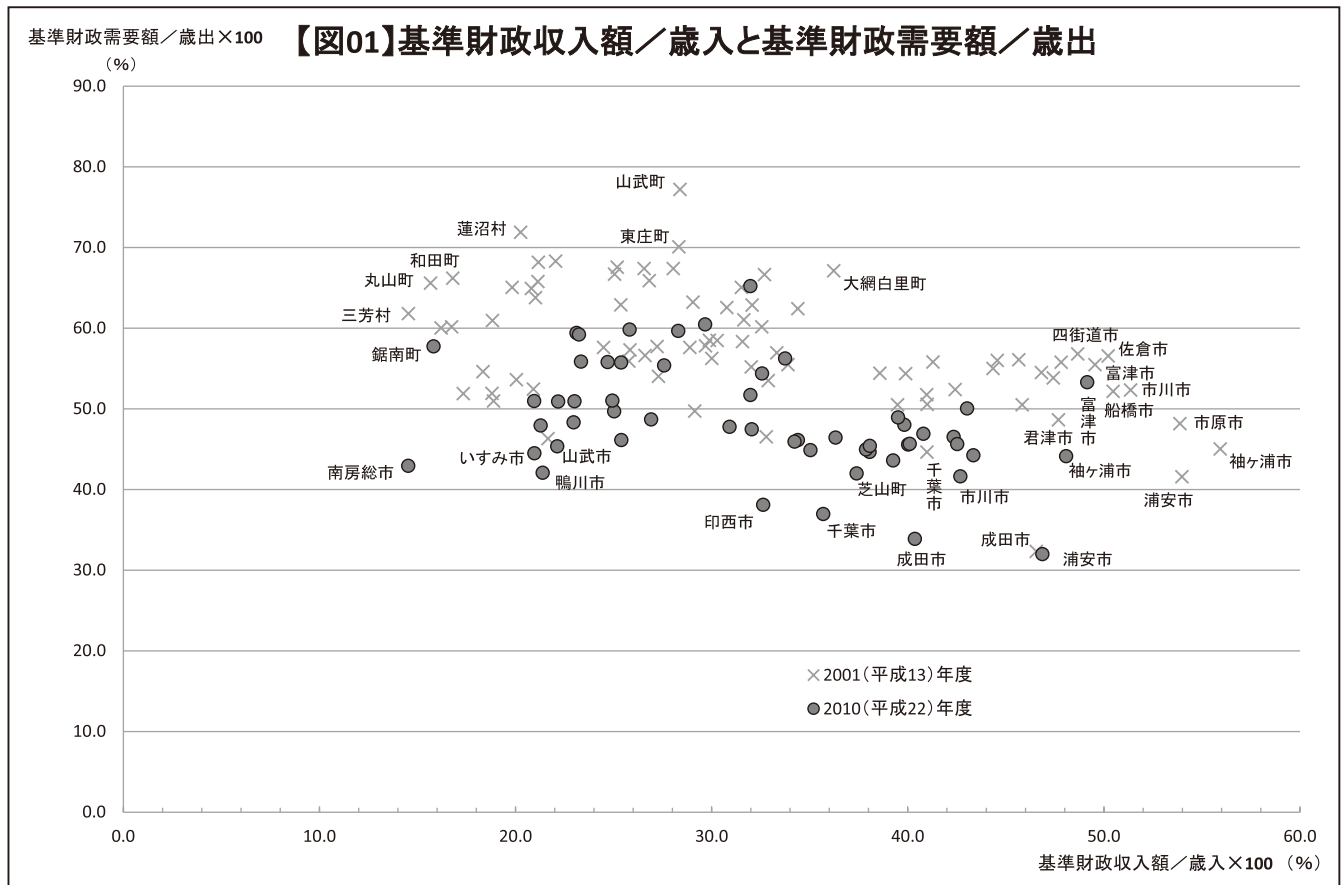
【図01】は、その予測をもとに2001（平成13）年度と2010（平成22）年度の各自治体の値を記した散布図です。両年度とも、予想どおり右下がりの傾向を看取することができます。

また、この図からは、2001（平成13）年度の各自治体の値を示す点の集合よりも2010（平成22）年度の方がやや下方に位置していることもわかります。すなわち、この10年間に基準財政需要額として算定される割合が減少しているともいえそうです。

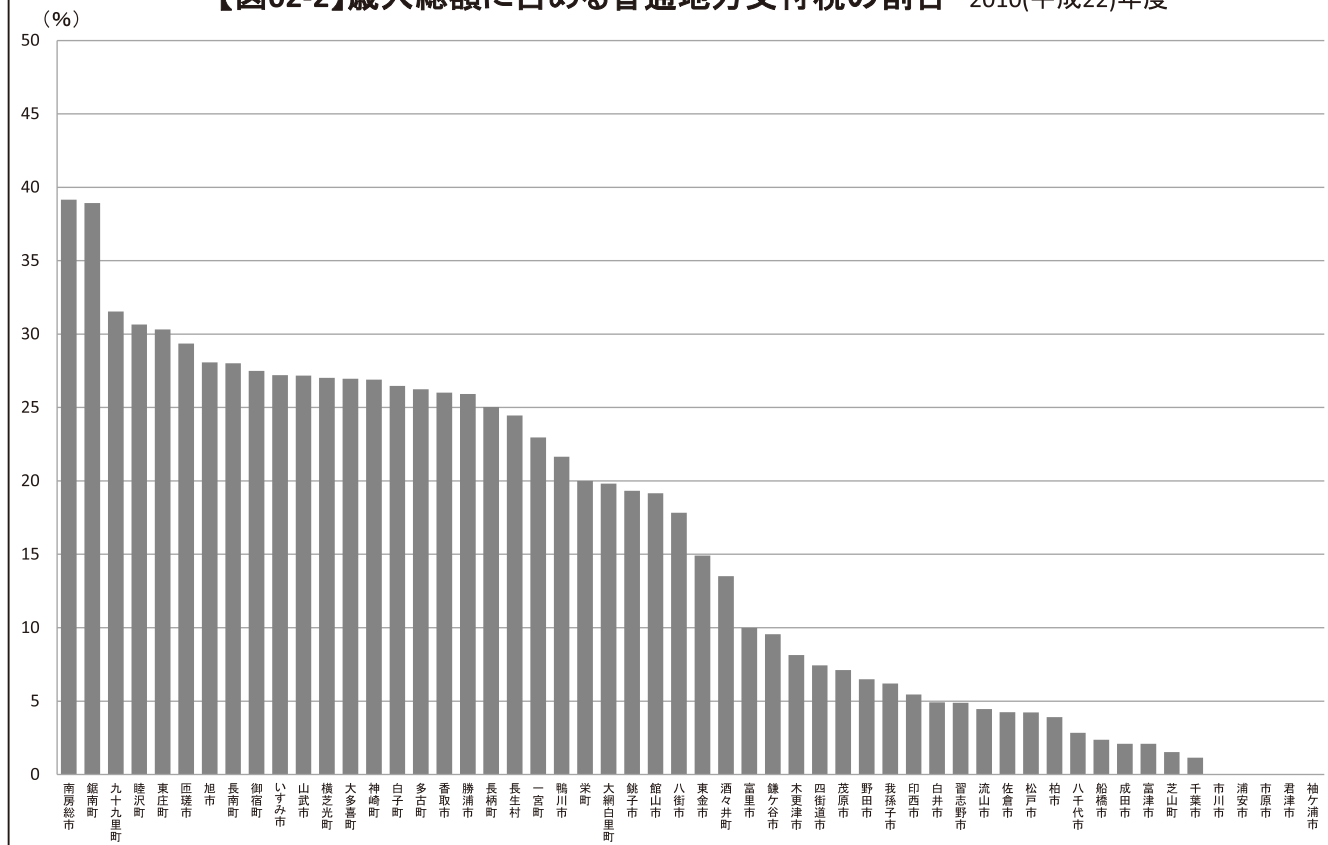
そのことは、別の角度から見たときにも現れます。【図02-1】と【図02-2】は、やはり2001（平成13）年度と2010（平成22）年度の歳入総額に占める普通地方交付税の割合を高率の自治体から順

に並べたものですが、両者を見比べると後者の棒グラフの背丈が縮んでいることが一目瞭然です。すなわち、全体として自治体の歳入に占める普通

地方交付税の割合はこの10年間に低下しています。ここまでの記述で明らかなように、地方交付税の制度は緻密な計算と大胆な調整が混在し、結果



【図02-2】歳入総額に占める普通地方交付税の割合 2010(平成22)年度



として非常に複雑なものになっています。地方財政計画で用意される地方交付税の原資と実際に必要とされる額、すなわち基準財政需要額と基準財政収入額の差額の総和は、実は、驚嘆に値するほど近似します。しかも、それは「神業の如く」と表現するには怪しいほど毎年続いています。手品のタネは、いろいろなところに潜んでいるようですが、非常に細かく定められた補正係数も、その数字を少し増減させるだけで最終的な結果は大きく動きますので、その1つに違いありません。ともあれ、すでに記したところですが、制度は簡素化透明化の方向に動きつつあります。単位費用の測定単位は、人口ないし面積との相関があるものについては、なるべくこの2つにまとめ、他は捨象される方向にあります。

本連載は、自治体財政分析のいわば「はじめの1歩」として、決算カードに盛り込まれている「数字」を読んで自治体のあらましを把握することを狙いとしていますので、脇道にそれてしましますが、ここで、基準財政需要額が人口ないし面積とどれほど関係があるかを少しだけ調べてみましょう。統計数学（数理統計学）の手法を使いますが、

詳しく解説するゆとりはありませんので、ご関心のある向きは「回帰分析(線形重回帰)」というキーワードで専門書をご覧ください。また、わかりやすい結末が導かれますので、途中は飛ばしても結論はお読みください。

まず、

目的変数： y 基準財政需要額

第1説明変数： x_1 人口

第2説明変数： x_2 面積

として、各自治体には番号を付し、添え字でそれを表すとします。

そして、

$$y_i = ax_1 + bx_2 + c + e_i$$

という線形重回帰モデルを考えます。

ここで、 a 、 b 、 c は係数、 e_i は x_1 と x_2 だけでは説明しきれない誤差です。

まず (x_1, x_2, y) の3次元空間において配置される各自治体の位置からの距離の和が最も小さくなるような平面を求めます。

それは、全体として誤差を最小にすることにほかなりません。

各自治体の誤差は、

$$e_i = y_i - (ax_{1i} + bx_{2i} + c)$$

となりますが、この値にはプラスマイナスの双方があり得ますから、各自治体についてこの値を2乗し、その全てを合計した値が最小になるとき

の各係数を求めればよいことになります。

次に、そこで得られた平面によってどれだけ目的変数の説明がつくか等の指標を得ます。

実際に、各自治体の値からこれらを計算すると、【表03】と【表04】の結果が得られます。

【表03】重回帰分析（目的変数：基準財政需要額）

	2001(H13)年			2010(H22)年		
	人口	面積	y切片	人口	面積	y切片
係数	a= 144.687	b= 13,105.683	c= -208,245.311	a= 125.778	b= 17,337.298	c= -574,240.758
標準誤差	2.727	6,080.557	486,273.024	2.040	4,403.217	537,885.347
t	53.062	2.155	-0.428	61.664	3.937	-1.068
P値	0.0	0.034	0.670	0.0	0.000	0.291

【表04】重相関係数等（基準財政需要額と人口・面積）

	2001(H13)年	2010(H22)年
重相関係数 R	0.990	0.994
重決定係数 R ²	0.979	0.988
補正重決定係数	0.979	0.988

【表03】に見るように、

2001（平成13）年度については、

$$(\text{基準財政需要額}) = 144,687 \times (\text{人口}) + 13,105.683 \times (\text{面積}) - 208,245.311$$

2010（平成22）年度については、

$$(\text{基準財政需要額}) = 125,778 \times (\text{人口}) + 17,337.298 \times (\text{面積}) - 574,240.758$$

という式を得ることができます。

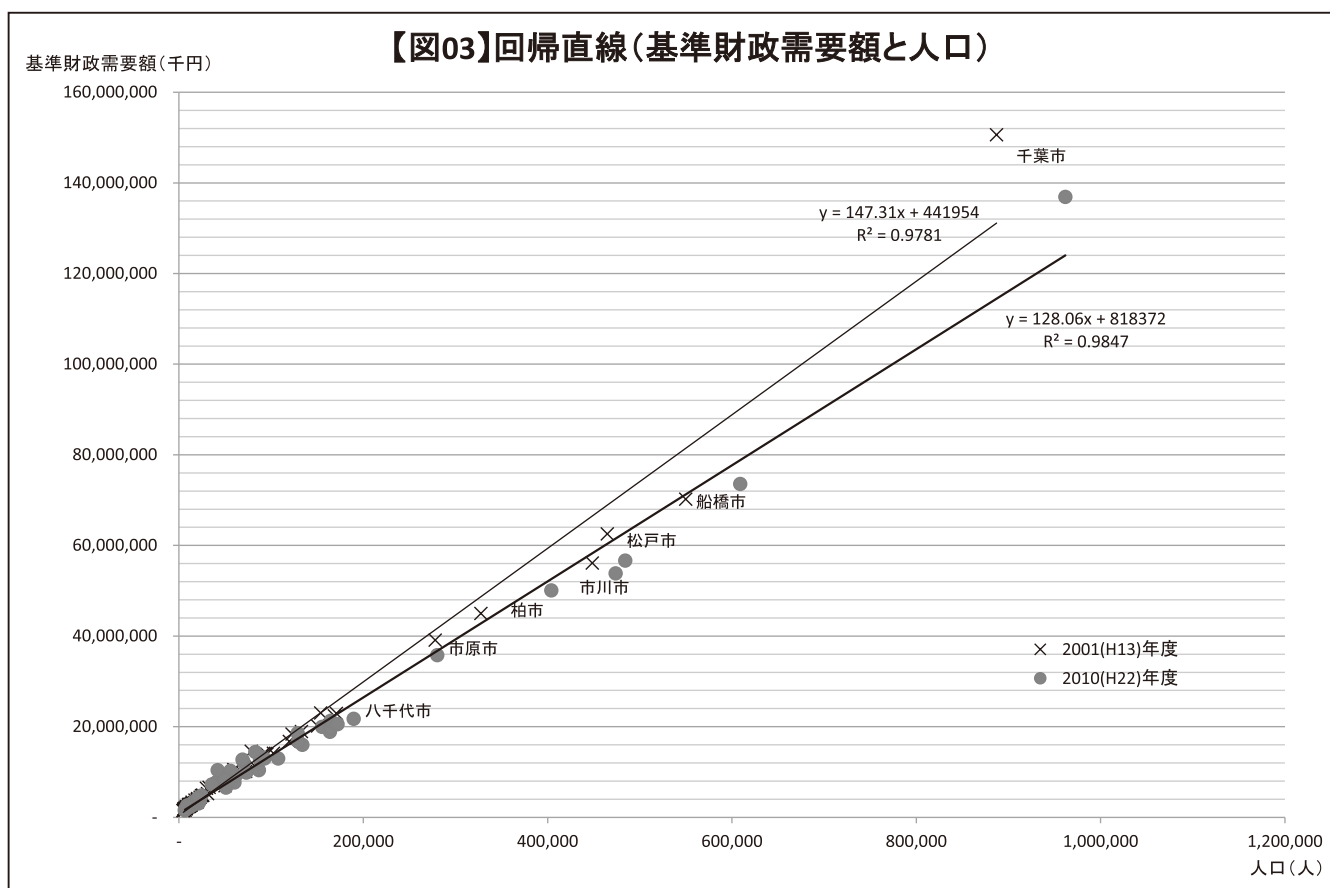
【表04】の重相関係数等を見ると、いずれも極めて高い値になっており、この線形重回帰モデルが十分良く当てはまること、すなわち、人口と面積からほぼ基準財政需要額が決められるということが看取されます。

さらに、【表03】のtの値とP値を見ると、人口の寄与率が極めて高いことも看取されます。そこで、人口の要素だけを取り出して基準財政需要額の説明がつくかどうか、単回帰分析も試みました。

【図03】は、横軸に人口、縦軸に基準財政需要額をとり、各自治体を配した散布図に回帰直線を加えたものです。【表05】および【表06】からは、面積の要素を落としてもその影響は微細に止まり、人口だけでほぼ説明がつくことが看取されます。

また、わずかな変化とはいえ、2001（平成13）年度と2010（平成22）年度を比較すると、人口と基準財政需要額の相関関係がより高まっていることも確認できます。

そこで、回帰分析の結論ですが、基準財政需要額は、すでにほぼ人口の要素のみから予測が可能なるほど人口に大きく依拠していることがわかりました。すなわち、相当大胆に人口を基礎とした簡易明快な算定方式に切り替えても、結果を大きく変えずに済む可能性が高いということです。もっとも、千葉県内の自治体を対象とする限り、たとえば寒冷地や離島のような自然や地理の特異な条件による影響が現れませんので、ここで得られた結論を他に一般化することには慎重でなければなりません。



【表05】単回帰分析 (目的変数：基準財政需要額)

	2001 (H13)年		2010 (H22)年	
	人口	y切片	人口	y切片
係数	a= 147.312	c= 441,953.882	a= 128.062	c= 818,371.793
標準誤差	2.496	390,199.666	2.211	458,290.654
t	59.020	1.133	57.908	1.786
P 値	1.72847E-66	0.260837	6.68123E-49	0.079979

【表06】相関係数等 (基準財政需要額と人口)

	2001 (H13)年	2010 (H22)年
相関係数 R	0.98898863	0.992335647
決定係数 R ²	0.97809851	0.984730035
補正決定係数	0.977817721	0.984436382

末尾に【表07】～【表13】を掲げます。

【表07】は、地区別(自治体別)に基準財政需要額と基準財政収入額、および前者から後者を引いて計算される不足額と、それが前者に対してどれほどの割合かを示す不足率の2001(平成13)年度から2010(平成22)年度までの推移をまとめた表です。不足額および不足率の欄でマイナスを意味する△の印は、ここでは基準財政収入額が基準

財政需要額を上回っていることを表します。

【表08】と【表09】は、【図01】を作成するための元となったデータです。煩雑となることを避けるため、計算結果だけを表にまとめました。

【表10】と【表11】は、それぞれ各自治体に分配された普通地方交付税額と特別地方交付税額の2001(平成13)年度から2010(平成22)年度までの推移を表にまとめたものです。

【表08】基準財政収入額対歳入決算額比(基準財政収入額/歳入決算額×100)

	2001(H13)年	2010(H22)年	
東葛地区	市川市	51.4	42.7
	船橋市	50.5	42.3
	松戸市	47.8	40.0
	野田市	47.4	38.1
	関宿町	25.8	
	柏市	45.8	40.1
	沼南町	41.3	
	流山市	44.6	40.8
	我孫子市	45.7	39.8
	鎌ヶ谷市	38.6	34.4
浦安市	54.0	46.9	
千葉地区	千葉市	41.0	35.7
	習志野市	41.0	37.9
	市原市	53.9	43.4
	八千代市	42.4	39.3
君津地区	木更津市	39.5	36.3
	君津市	47.7	42.5
	富津市	49.6	49.2
印旛地区	袖ヶ浦市	55.9	48.1
	成田市	46.6	40.4
	下総町	26.8	
	大栄町	31.6	
	佐倉市	50.2	43.0
	四街道市	48.7	35.0
	八街市	29.1	32.0
	印西市	46.8	32.6
	印旛村	18.9	
	本埜村	26.6	
	白井市	44.4	38.1
	白井町		
	富里市		34.2
香取地区	香取市		25.0
	佐原市	32.6	
	小見川町	31.5	
	山田町	25.2	
	粟源町	21.2	
	神崎町	25.4	23.3
	多古町	31.6	29.7
東庄町	28.3	23.1	
海匝地区	銚子市	33.3	25.4
	旭市	29.9	21.3
	干潟町	18.8	
	海上町	21.0	
	飯岡町	19.8	
	匝瑳市		23.0
	八日市場市	25.8	
野栄町	18.3		
山武地区	東金市	32.9	30.9
	山武市		22.1
	山武町	28.4	
	成東町	32.7	
	蓮沼村	20.3	
	松尾町	34.4	
	大網白里町	36.2	33.7
	九十九里町	28.0	25.8
	芝山町	32.8	37.4
	横芝光町		23.0
長生地区	光町	20.1	
	横芝町	27.2	
	茂原市	41.0	39.5
	一宮町	32.1	24.9
	睦沢町	20.9	23.2
	長生村	24.5	27.6
	白子町	29.1	25.4
夷隅地区	長柄町	21.7	32.0
	長南町	28.9	28.3
	勝浦市	30.0	22.2
	いすみ市		21.0
安房地区	夷隅町	22.1	
	大原町	30.8	
	岬町	25.1	
	大多喜町	26.6	21.0
	御宿町	29.7	24.7
	館山市	32.0	26.9
	鴨川市	27.3	21.4
	天津小湊町	17.3	
	南房総市		14.5
	富浦町	16.2	
富山町	16.7		
三芳村	14.5		
白浜町	21.1		
千倉町	18.8		
丸山町	15.7		
和田町	16.8		
鋸南町	20.8	15.8	

【表09】基準財政需要額対歳出決算額比(基準財政需要額/歳出決算額×100)

	2001(H13)年	2010(H22)年	
東葛地区	市川市	52.3	41.6
	船橋市	52.1	46.5
	松戸市	55.7	45.5
	野田市	53.8	44.6
	関宿町	55.9	
	柏市	50.5	45.6
	沼南町	55.8	
	流山市	56.0	46.9
	我孫子市	56.0	48.0
	鎌ヶ谷市	54.4	46.1
浦安市	41.5	32.0	
千葉地区	千葉市	44.6	36.9
	習志野市	50.5	45.0
	市原市	48.1	44.2
	八千代市	52.4	43.6
君津地区	木更津市	50.5	46.4
	君津市	48.6	45.6
	富津市	55.5	53.3
印旛地区	袖ヶ浦市	45.0	44.1
	成田市	32.3	33.9
	下総町	65.9	
	大栄町	58.3	
	佐倉市	56.5	50.0
	四街道市	56.8	44.9
	八街市	49.7	51.7
	印西市	54.5	38.1
	印旛村	51.0	
	本埜村	67.4	
	白井市	55.0	45.4
	白井町		
	富里市		45.9
香取地区	香取市		49.7
	佐原市	60.1	
	小見川町	65.0	
	山田町	67.5	
	粟源町	68.1	
	神崎町	62.9	55.8
	多古町	61.0	60.5
東庄町	70.1	59.4	
海匝地区	銚子市	56.9	46.1
	旭市	58.5	47.9
	干潟町	60.9	
	海上町	63.8	
	飯岡町	65.0	
	匝瑳市		50.9
	八日市場市	57.3	
野栄町	54.6		
山武地区	東金市	53.5	47.8
	山武市		45.3
	山武町	77.2	
	成東町	66.6	
	蓮沼村	71.9	
	松尾町	62.4	
	大網白里町	67.1	56.2
	九十九里町	67.4	59.8
	芝山町	46.5	42.0
	横芝光町		48.3
長生地区	光町	53.6	
	横芝町	57.7	
	茂原市	51.7	48.9
	一宮町	62.8	51.0
	睦沢町	52.4	59.2
	長生村	57.6	55.4
	白子町	63.2	55.7
夷隅地区	長柄町	46.3	65.2
	長南町	57.6	59.6
	勝浦市	56.2	50.9
	いすみ市		44.5
安房地区	夷隅町	68.3	
	大原町	62.5	
	岬町	66.7	
	大多喜町	56.6	51.0
	御宿町	57.8	55.8
	館山市	55.2	48.7
	鴨川市	54.0	42.1
	天津小湊町	51.9	
	南房総市		42.9
	富浦町	60.0	
富山町	60.1		
三芳村	61.8		
白浜町	65.8		
千倉町	51.9		
丸山町	65.6		
和田町	66.2		
鋸南町	64.9	57.7	

【表12】には、【図02-1】および【図02-2】に示した歳入総額に占める普通地方交付税の割合を不交付団体および5パーセントごとに括って、2001(平成13)年度から2010(平成22)年度までの推移をまとめました。

【表13】は、基準財政需要額と人口ないし面積の関係を回帰分析する際に用いたデータです。人口は、それぞれ直近の国勢調査によっていますので、2001(平成13)年度の欄は、その前年の10月1日の値です。この表の数値から【表03】と【表04】に示した各係数等、【図03】のグラフ、および【表05】と【表06】に示した各係数等を計算しました。

※ 本連載の前回、本誌第7巻(2012年2月)65ページでは、地方交付税法の第6条の2に地方交付税の財源「総額の94パーセントが普通地方交付税、6パーセントが特別地方交付税の原資」と記されているかのような表現があります。この「94パーセント」と「6パーセント」は、今回の本文に記しましたように地方交付税法等一部改正法附則第2条第2項によって暫定的に継続されているものです。簡潔を旨とした結果、不正確な記述となってしまいました。お詫び申しあげますとともに、今回の記述と併せてご理解いただきますようお願いいたします。

※※ 地方交付税法には「普通交付税」および「特別交付税」の用語が用いられていますが、本稿では「普通地方交付税」および「特別地方交付税」の表記を原則としました。

(続く)

【表12】各自治体の歳入に占める普通地方交付税の割合の推移

	2001 (H13) 年 (%)	2002 (H14) 年 (%)	2003 (H15) 年 (%)	2004 (H16) 年 (%)	2005 (H17) 年 (%)	2006 (H18) 年 (%)	2007 (H19) 年 (%)	2008 (H20) 年 (%)	2009 (H21) 年 (%)	2010 (H22) 年 (%)
45%以上	丸山町 47.2 和田町 46.0 蓮沼村 45.6									
	山武町 43.0 館南町 42.4 三芳村 42.1 夷隅町 41.6 富浦町 41.6 飯岡町 40.9 白浜町 40.9 栗源町 40.6 富山町 40.4	和田町 43.6 富浦町 42.9 蓮沼村 42.9 野栄町 40.0				館南町 44.4 南房総市 40.6		館南町 41.1 南房総市 40.4		
40%以上					館南町 42.2					
	岬町 39.9 海上町 39.7 干潟町 37.8 山田町 37.5 本基村 36.7 野栄町 36.2 九十九里町 36.0	丸山町 39.6 夷隅町 39.5 山武町 39.0 白浜町 38.1 飯岡町 38.0 館南町 38.0 天津小湊町 37.2 岬町 37.2 海上町 35.5 三芳村 35.2	和田町 36.8 館南町 35.3	館南町 37.3 白浜町 35.3			館南町 38.6 南房総市 37.3		館南町 38.8	南房総市 39.2 館南町 38.9
35%以上										
	東庄町 34.5 神崎町 33.7 下総町 33.3 天津小湊町 32.9 白子町 31.8 光町 31.3 成東町 30.9 千倉町 30.8 大原町 30.1	九十九里町 34.8 干潟町 34.8 栗源町 34.8 山田町 33.9 富山町 32.8 神崎町 30.4	白浜町 34.9 栗源町 34.6 野栄町 33.9 夷隅町 33.7 丸山町 33.5 飯岡町 33.4 岬町 32.5 干潟町 32.4 三芳村 30.9 九十九里町 30.2	富浦町 34.1 富山町 33.4 三芳村 32.4 和田町 32.0 栗源町 31.3 岬町 31.3 干潟町 31.2 夷隅町 30.0	南房総市 30.9 九十九里町 30.6	いすみ市 30.2		睦沢町 30.6 東庄町 30.4	南房総市 31.6 睦沢町 30.4	九十九里町 31.5 睦沢町 30.6 東庄町 30.3
30%以上										
	小見川町 29.6 八日市場市 29.1 関宿町 29.1 長生村 28.8 横芝町 28.5 印旛村 28.4 一宮町 28.3 大多喜町 27.8 睦沢町 27.4 御宿町 26.1 大網白里町 26.0 佐原市 26.0 栄町 26.0 多古町 25.9 旭市 25.5 長南町 25.1 勝浦市 25.1	成東町 29.4 下総町 29.3 八日市場市 29.3 白子町 28.8 大原町 28.5 関宿町 27.7 横芝町 27.5 小見川町 27.5 睦沢町 26.6 佐原市 26.4 銚子市 26.3 千倉町 26.0 本基村 26.3 大多喜町 25.4 多古町 25.2 印旛村 25.0 一宮町 25.0	千倉町 28.9 山田町 28.3 野栄町 27.6 千倉町 27.7 海上町 26.7 大原町 26.6 横芝町 26.2 光町 26.1 天津小湊町 26.0 成東町 26.0 本基村 25.2 神崎町 25.0	山田町 29.8 九十九里町 28.5 野栄町 27.4 千倉町 27.2 白子町 26.9 山武町 26.9 神崎町 26.5 本基村 26.3 長生村 25.9 長南町 25.8 光町 25.3	本基村 29.3 東庄町 27.9 いすみ市 27.4 神崎町 26.0 山武町 25.6 本基村 25.5 香取市 26.1 長生村 25.3 旭市 25.6 睦沢町 25.3 横芝光町 25.0	東庄町 29.6 匠瑳市 28.9 九十九里町 27.7 神崎町 27.2 山武町 26.4 本基村 26.4 香取市 26.1 長生村 26.1 旭市 25.6 睦沢町 25.3 横芝光町 25.0	九十九里町 29.6 いすみ市 28.3 匠瑳市 28.1 神崎町 27.7 東庄町 26.7 睦沢町 25.5 勝浦市 25.3	匠瑳市 29.9 九十九里町 28.7 いすみ市 28.3 山武町 28.1 大多喜町 27.9 神崎町 27.3 勝浦市 26.8 白子町 26.4 長南町 26.2 御宿町 25.5 旭市 25.2	九十九里町 28.2 東庄町 28.1 大多喜町 28.0 神崎町 27.9 匠瑳市 27.7 白子町 26.3 勝浦市 25.6 長南町 25.5 御宿町 25.3 山武市 25.3 旭市 25.2	匠瑳市 29.4 旭市 28.1 長南町 28.0 御宿町 27.5 いすみ市 27.2 山武市 27.2 横芝光町 27.0 大多喜町 27.0 神崎町 26.9 白子町 26.5 多古町 26.2 香取市 26.0 勝浦市 25.9 長柄町 25.0
25%以上										
	鴨川市 24.5 松尾町 24.1 大栄町 23.9 銚子市 21.7 長柄町 20.9 館山市 20.9	長柄町 24.9 栄町 24.9 東庄町 24.6 勝浦市 24.5 旭市 24.2 長南町 23.7 光町 23.3 大網白里町 22.5 鴨川市 22.1 御宿町 22.0 長生村 20.8 大栄町 20.5 松尾町 20.1	下総町 24.5 睦沢町 24.2 小見川町 24.2 銚子市 24.2 白子町 23.7 長南町 23.2 長生村 22.9 鴨川市 22.7 栄町 22.7 佐原市 22.4 長柄町 22.1 旭市 22.1 東庄町 22.0 御宿町 21.9 大網白里町 21.8 多古町 21.7 一宮町 20.7 大多喜町 20.5 印旛村 20.4 館山市 20.3	蓮沼村 24.6 大原町 24.6 佐原市 24.3 白子町 24.0 睦沢町 23.2 横芝光町 22.9 勝浦市 22.4 大多喜町 22.1 長柄町 21.8 館山市 21.3 一宮町 20.9	山武市 24.2 香取市 24.1 鴨川市 23.6 睦沢町 23.2 大多喜町 22.9 銚子市 22.3 長南町 22.2 鴨川市 21.7 旭市 21.3 一宮町 20.9	白子町 24.6 御宿町 24.1 勝浦市 24.5 大多喜町 22.9 印旛村 23.8 旭市 23.5 大多喜町 22.3 御宿町 23.4 横芝光町 23.4 本基村 23.3 一宮町 21.8 長生村 21.3 銚子市 20.1 長柄町 20.1	白子町 24.9 鴨川市 24.5 一宮町 24.2 香取市 23.9 印旛村 23.8 旭市 23.5 大多喜町 22.3 御宿町 23.4 横芝光町 23.4 本基村 23.3 一宮町 21.8 長生村 21.3 銚子市 20.1 長柄町 20.1	香取市 24.7 長生村 23.6 一宮町 23.3 鴨川市 23.8 横芝光町 22.1 印旛村 21.6 銚子市 21.2 多古町 20.9 銚子市 20.3	一宮町 24.4 いすみ市 24.4 香取市 24.0 長生村 23.9 横芝光町 23.2 鴨川市 22.3 多古町 21.9 銚子市 21.2 長柄町 20.3	長生村 24.4 一宮町 23.0 鴨川市 21.7 栄町 20.0
20%以上										
	東金市 19.2 八街市 18.3 酒々井町 16.2	館山市 19.5 東金市 18.6 八街市 16.7	東金市 18.2 旭市 17.6 大網白里町 19.5 御宿町 19.2 銚子市 19.1 長生村 18.9 長柄町 18.6 長南町 17.8 大栄町 17.8 東金市 16.0 一宮町 15.6 八街市 15.1	旭市 19.7 館山市 19.6 大網白里町 19.5 栄町 19.4 東金市 18.4 銚子市 17.8 御宿町 17.0 八街市 16.2	多古町 19.9 銚子市 19.4 大網白里町 19.4 栄町 18.4 長柄町 17.8 八街市 15.7	館山市 19.9 大網白里町 18.2 多古町 17.9 栄町 17.8 館山市 17.4 長南町 16.9 東金市 15.3 八街市 15.0	多古町 18.9 大網白里町 18.6 栄町 18.4 館山市 17.8 長南町 16.9 東金市 15.3 八街市 15.0	大網白里町 18.4 館山市 17.0 八街市 15.3 東金市 15.1	大網白里町 18.2 館山市 17.3 栄町 17.1 八街市 15.3	大網白里町 19.8 銚子市 19.3 館山市 19.2 八街市 17.8
15%以上										
	鎌ヶ谷市 13.8 富里町 12.9 沼南町 12.4 芝山町 10.2	酒々井町 14.3 鎌ヶ谷市 14.2 富里市 11.5 木更津市 10.4 白井市 10.2	八街市 14.3 酒々井町 12.0 鎌ヶ谷市 11.8	酒々井町 11.9 松尾町 11.9 鎌ヶ谷市 11.2	酒々井町 13.2 鎌ヶ谷市 11.3	栄町 14.7 酒々井町 10.0	酒々井町 12.0	酒々井町 13.2	東金市 14.9 酒々井町 12.9	東金市 14.9 酒々井町 13.5 富里市 10.0
10%以上										
	木更津市 9.5 茂原市 9.2 流山市 8.9 白井市 8.1 我孫子市 7.6 習志野市 7.2 松戸市 6.1 八千代市 5.9 四街道市 5.6	沼南町 9.7 茂原市 7.3 習志野市 7.3 流山市 7.0 四街道市 6.2 我孫子市 6.0 松戸市 6.0	富里市 9.4 木更津市 8.2 沼南町 7.8 茂原市 7.6 習志野市 6.3 野田市 5.9 白井市 5.7 流山市 5.0	木更津市 7.6 茂原市 7.6 富里市 7.4 野田市 5.9 習志野市 5.8 流山市 5.0	茂原市 9.3 木更津市 9.2 富里市 8.2 野田市 6.9 習志野市 6.0 四街道市 5.6	鎌ヶ谷市 9.1 木更津市 8.6 富里市 8.6 茂原市 7.6 野田市 5.3	富里市 7.7 鎌ヶ谷市 7.3 木更津市 5.8	富里市 8.8 鎌ヶ谷市 8.5 木更津市 5.0 野田市 5.0	富里市 8.9 鎌ヶ谷市 7.9 木更津市 6.5 印西市 5.7 野田市 5.6	鎌ヶ谷市 9.6 木更津市 8.1 四街道市 7.4 茂原市 7.1 野田市 6.5 我孫子市 6.2 印西市 5.5
5%以上										
	佐倉市 3.9 野田市 3.8 富津市 3.6 柏市 2.6 千葉市 2.6	八千代市 4.6 芝山町 4.4 柏市 2.7 印西市 2.4 野田市 2.0 千葉市 2.0 佐倉市 1.9	松戸市 4.9 四街道市 4.8 我孫子市 4.1 船橋市 2.9 八千代市 2.5 芝山町 2.2 柏市 1.7 佐倉市 1.6 千葉市 1.4	白井市 4.1 松戸市 3.9 我孫子市 3.4 四街道市 2.8 白井市 1.9 船橋市 1.5 柏市 1.2 佐倉市 0.8 千葉市 0.8 佐倉市 0.8	流山市 4.8 松戸市 3.7 我孫子市 3.5 成田市 2.8 白井市 2.4 八千代市 1.8 柏市 1.5 千葉市 1.0 佐倉市 0.7 佐倉市 0.3	四街道市 4.2 習志野市 4.1 流山市 3.3 成田市 2.6 我孫子市 2.5 松戸市 2.5 白井市 0.8 柏市 0.5 八千代市 0.1	野田市 4.9 四街道市 4.2 成田市 3.6 習志野市 3.2 成田市 3.1 我孫子市 2.6 流山市 2.3 松戸市 1.7 白井市 1.5 柏市 0.4	四街道市 4.2 茂原市 3.1 成田市 3.0 我孫子市 2.9 白井市 2.7 白井市 1.8 流山市 2.3 松戸市 1.7 柏市 0.8	四街道市 4.7 茂原市 4.2 成田市 3.1 我孫子市 2.5 白井市 2.3 松戸市 2.2 八千代市 1.8 流山市 1.3 成田市 1.1 佐倉市 0.2	白井市 4.9 習志野市 4.9 流山市 4.5 佐倉市 4.2 柏市 3.9 八千代市 2.8 船橋市 2.4 成田市 2.1 富津市 2.1 芝山町 1.5 千葉市 1.2
5%未満										
	市川市 船橋市 浦安市 市原市 市原市 君津市 君津市 袖ヶ浦市 成田市	市川市 船橋市 浦安市 市原市 市原市 君津市 君津市 袖ヶ浦市 成田市	市川市 浦安市 市原市 君津市 君津市 袖ヶ浦市 成田市	市川市 浦安市 市原市 君津市 君津市 袖ヶ浦市 成田市 印西市 芝山町	市川市 浦安市 市原市 君津市 君津市 袖ヶ浦市 芝山町	市川市 船橋市 浦安市 市原市 千葉市 千葉市 市原市 君津市 君津市 袖ヶ浦市 佐倉市 印西市 芝山町	市川市 船橋市 浦安市 市原市 千葉市 市原市 八千代市 君津市 富津市 佐倉市 印西市 芝山町	市川市 船橋市 浦安市 市原市 千葉市 市原市 八千代市 君津市 富津市 佐倉市 印西市 芝山町	市川市 船橋市 浦安市 市原市 千葉市 市原市 八千代市 君津市 富津市 佐倉市 印西市 芝山町	市川市 浦安市 市原市 君津市 袖ヶ浦市
不交付										

【表13】 基準財政需要額と人口・面積

		2011(H13) 年度 基準財政需要額			2010(H22) 年度 基準財政需要額		
		人口	面積	人口	面積	人口	面積
東葛地区	市川市	56,105,002	448,642	57.44	53,819,603	473,919	57.40
	船橋市	70,176,481	550,074	85.69	73,520,330	609,040	85.64
	松戸市	62,516,222	464,841	61.33	56,607,731	484,457	61.33
	野田市	16,699,540	119,922	73.72	19,917,993	155,491	103.54
	関宿町	5,204,574	31,275	29.82			
	柏市	44,981,753	327,851	72.91	50,033,184	404,012	114.90
	沼南町	7,321,539	45,927	41.99			
	流山市	20,127,669	150,527	35.28	18,860,418	163,984	35.28
	我孫子市	17,453,669	127,733	43.19	15,976,765	134,017	43.19
	鎌ヶ谷市	14,116,560	102,573	21.11	12,953,076	107,853	21.11
千葉地区	浦安市	18,873,801	132,984	17.30	19,679,352	164,877	17.29
	千葉市	150,559,461	887,164	272.08	136,908,220	961,749	272.08
	習志野市	23,003,814	154,036	20.99	21,258,595	164,530	20.99
	市原市	39,070,045	278,218	368.20	35,765,106	280,416	368.20
君津地区	八千代市	22,339,420	168,848	51.27	21,715,158	189,781	51.27
	木更津市	18,357,394	122,768	138.66	16,713,447	129,312	138.73
	君津市	14,121,991	92,076	318.83	13,294,314	89,168	318.83
	富津市	8,448,297	52,839	205.15	8,218,641	48,073	205.35
印旛地区	袖ヶ浦市	9,350,523	58,593	94.92	9,190,067	60,355	94.92
	成田市	13,916,072	95,704	131.27	18,545,878	128,933	213.84
	下総町	1,889,816	8,115	32.00			
	大栄町	2,690,060	13,079	50.57			
	佐倉市	22,908,634	170,934	103.59	20,543,314	172,183	103.59
	四街道市	11,288,168	82,552	34.70	10,395,515	86,726	34.70
	八街市	10,106,075	72,595	74.87	9,828,828	73,212	74.87
	印西市	10,414,801	60,468	53.51	12,648,079	88,176	123.80
	印旛村	2,692,398	11,103	46.57			
	本埜村	2,261,945	8,209	23.72			
	白井市	8,426,380			7,693,866	60,345	35.41
	白井町		50,431	35.41			
	富里市				6,549,528	51,087	53.91
	香取地区	富里町	6,925,290	50,176	53.91		
酒々井町		3,386,461	19,885	19.02	3,026,857	21,234	19.02
栄町		4,789,803	25,475	32.46	3,551,835	22,580	32.46
香取市					14,400,955	82,866	262.31
佐原市		8,578,389	48,328	119.88			
小見川町		4,853,531	26,047	61.84			
山田町		2,473,817	11,249	51.54			
海浜地区	粟源町	1,589,166	5,319	29.05			
	神崎町	1,535,518	6,747	19.85	1,540,836	6,454	19.85
	多古町	3,768,811	17,603	72.68	3,407,019	16,002	72.68
	東庄町	3,199,403	17,076	46.16	3,024,784	15,154	46.16
	銚子市	14,523,686	78,697	83.69	12,126,384	70,210	83.91
	旭市	6,990,019	40,963	50.61	12,725,766	69,058	129.91
	干潟町	2,223,853	8,235	32.44			
	海上町	2,428,119	11,062	28.59			
	飯岡町	2,424,412	10,916	18.27			
	匝瑳市				7,553,512	39,814	101.78
山武地区	八日市場市	6,561,436	32,807	80.75			
	野栄町	2,298,735	10,107	21.03			
	東金市	10,486,197	59,605	89.34	9,207,866	61,751	89.34
	山武市				10,230,759	56,089	146.38
	山武町	3,904,580	20,033	52.05			
	成東町	4,760,232	24,494	47.02			
	蓮沼村	1,459,539	4,751	9.72			
	松尾町	2,628,040	11,336	37.59			
	大網白里町	8,043,782	47,036	58.06	7,089,902	50,113	58.06
	九十九里町	3,716,438	20,266	23.72	3,201,476	18,004	23.72
	芝山町	2,206,618	8,401	43.47	2,116,901	7,920	43.47
長生地区	横芝光町				4,786,493	24,675	66.91
	光町	2,763,419	12,167	33.31			
	横芝町	3,110,741	14,554	33.60			
	茂原市	14,041,186	93,779	100.01	12,981,518	93,015	100.01
	一宮町	2,403,308	11,648	23.02	2,292,297	12,034	23.02
	睦沢町	2,081,878	8,244	35.59	1,835,531	7,340	35.59
	長生村	2,971,204	13,892	28.32	2,693,065	14,752	28.32
	白子町	2,662,216	13,103	27.46	2,417,382	12,151	27.46
夷隅地区	長柄町	2,303,804	8,625	47.20	1,968,805	8,035	47.20
	長南町	2,818,875	10,628	65.38	2,443,268	9,073	65.38
	勝浦市	4,405,622	23,235	94.21	4,260,788	20,788	94.20
	いすみ市				7,737,401	40,962	157.50
	夷隅町	2,180,254	7,952	44.23			
	大原町	4,127,132	20,531	66.61			
	岬町	3,341,274	14,352	46.66			
	大多喜町	2,867,480	12,121	129.83	2,692,940	10,671	129.84
	御宿町	1,954,623	8,019	24.92	1,822,912	7,738	24.92
	安房地区	館山市	8,938,361	51,412	110.20	8,341,233	49,290
鴨川市		6,378,099	29,981	147.35	7,205,575	35,766	191.30
天津小湊町		1,873,352	7,672	43.95			
南房総市					10,376,362	42,104	230.22
富浦町		1,660,299	5,689	25.69			
富山町		1,946,729	6,070	40.34			
三芳村		1,484,755	4,744	33.92			
白浜町		1,730,846	6,029	17.07			
千倉町		2,779,772	13,161	36.64			
丸山町		1,925,054	5,777	44.11			
和田町		1,767,333	5,684	32.45			
鋸南町	2,672,109	10,521	45.16	2,563,881	8,950	45.16	